

平成27年1月吉日

各 位

新潟市南区観光協会ホームページに掲載するバナー広告の募集について

日頃、新潟市南区の観光振興にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

今般、新潟市南区観光協会ホームページに掲載するバナー広告を以下の通り募集することといたしました。

ホームページのリニューアルや SNS との連携により、市内外のアクセスが急増し多様な観光客の方に訴求効果が期待できる広告媒体です。企業や商品の PR・イメージアップにご活用ください。

掲載するページ (予定)

- ・新潟市南区観光協会ホームページのトップページ
(トピックス上部)

URL <http://www.shironekankou.jp/index.html>

- ・新潟市南区観光協会ホームページの凧合戦トップページ
(左脇のバナースペース)

URL <http://www.shironekankou.jp/tako/index.html>

観光協会ホームページアクセス件数 (PV) 年間 約 267,000 件

※H26.11.18～H27.11.17 までのデータです。

アクセス数は変動しますので件数を保証するものではありません。

募集枠数

3 枠 (1 者 1 枠まで)

※4 者以上の申し込みがあった場合は広告掲載料、掲載方法等を含め、別途協議させていただきます。

広告掲載料

1 枠あたり年額 60,000 円 (非会員は 70,000 円)

※事業所の方は 5,000 円/年間で観光協会会員になることができます。

掲載期間

平成 28 年 4 月 1 日 (金) から平成 29 年 3 月 31 日 (金)

広告の規格

| | |
|-----|---|
| 大きさ | 縦 100pixel × 横 300pixel (風合戦ページでは約 2/3 に縮小表示) ※デザインを損なわない範囲で事務局が微調整する場合があります |
| 形式 | JPEG, PNG |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・アニメーション, ロールオーバー等画像が変化するのは不可 ・素材を提供いただければ, 事務局にて簡単なバナー画像を作成することも可能。 |

申込方法

「新潟市南区観光協会ホームページ広告掲載申込書」に必要事項を記入し、広告デザインの案および素材を添付して, メール (minamikukankou@gmail.com) にてお申し込みください。

締切：平成 28 年 2 月 5 日 (金)

広告掲載の留意事項

別紙「新潟市南区観光協会ホームページ広告掲載の留意事項」を参照ください。



観光協会トップページ



風合戦トップページ

広告掲載箇所イメージ

※掲載位置は変更となる場合があります

【お問合せ】

新潟市南区観光協会

(事務局 南区役所産業振興課)

担当：江川

TEL: 025-372-6505

E-mail: minamikukankou@gmail.com

新潟市南区観光協会ホームページ広告掲載の留意事項

1. 広告バナーの表現

広告バナーの表現については、ページデザイン及びユーザビリティを保持するために、次に定める事項を遵守してください。

- (1) ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるものは禁止とします。
- (2) GIF アニメ及び FLASH を用いる表現は禁止とします。

※その他の掲載基準等は「新潟市広告掲載基準」に準拠するものとします。

2. 広告掲載料

所定の広告掲載料を期日までに一括納入してください。年間アクセス数の均衡を図るため、分納には応じられませんのでご注意ください。納入方法や期日は別途お知らせいたします。

観光協会 会 員：年額 60,000 円

観光協会 非会員：年額 70,000 円

※事業所の方は 5,000 円/年間で観光協会会員になることができます。

3. 広告掲載の取消

次のいずれかに該当するときは広告掲載を取り消すことがあります。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 広告主、広告の内容が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの留意事項に抵触するものであるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が広告の掲載を適当でないと認めるとき。
- (4) 広告掲載の後にリンク先ページの内容等が法令に違反し、若しくはその恐れがあり、又はこの留意事項に違反していると判断したとき、リンクの一時的解除及び内容等の変更を広告主に対して求め、これに従わないとき。

4. 免責事項

事務局が上記の広告掲載の取消を行った場合や、サーバー障害等において、広告主が損害を受けることがあっても、新潟市南区観光協会はその賠償の責めを負いません。その際、既納の広告掲載料は返還できません。また、事務局にてサイトデザイン等予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。

5. 広告等の変更

広告主は、広告バナー又はリンク先ページアドレスを変更することができます。広告バナーを変更する場合は、変更を希望する日の14日前までに事務局へご連絡ください。

6. 広告主の責務

広告主は、広告バナー及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容、その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとします。

7. その他

平成 29 年度以降は自動更新を予定していますが、申込状況を見て別途協議させていただきます。また、掲載取下げを希望する場合は3か月前までに事務局へご連絡ください。

平成28年 月 日

新潟市南区観光協会ホームページ広告掲載申込書

(あて先) 新潟市南区観光協会

新潟市南区観光協会ホームページ広告掲載の留意事項を遵守し、次のとおり申し込みます。

| | |
|---------------|---|
| 名称 | 印 |
| 住所 | |
| <代表者> 職 氏名 | |
| <担当者> 部署 職 氏名 | |
| TEL | |
| FAX | |
| E-mail | |
| 会員区分 | <input type="checkbox"/> 観光協会 会 員 年額 60,000 円 <input type="checkbox"/> H28.4.1 から会員になる |
| | <input type="checkbox"/> 観光協会 非会員 年額 70,000 円 |
| リンク先 URL | |
| バナー画像データ | <input type="checkbox"/> 申込者が用意 |
| | <input type="checkbox"/> 事務局に作成を依頼 |